

## 会社分割に関する事前開示事項

都 築 電 気 株 式 会 社

2021年7月21日

## 会社分割に関する事前開示事項

東京都港区新橋六丁目19番15号  
都築電気株式会社  
代表取締役社長 江森 勲

当社は、当社の完全子会社である都築エンベデッドソリューションズ株式会社（以下「承継会社」という。）との間で締結した2021年7月8日付吸収分割契約書に基づき、当社を吸収分割株式会社、承継会社を吸収分割承継株式会社とし、2021年10月1日を効力発生日として、当社が電子デバイス事業に関して有する権利義務を承継会社へ承継させる旨の吸収分割（以下「本会社分割」という。）を行うことといたしました。

本会社分割に関する会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条に基づく事前開示事項は、以下のとおりです。

### 1. 吸収分割契約の内容

別資料1のとおりです。

### 2. 分割対価の定め相当性に関する事項

承継会社は当社の完全子会社であるため、本会社分割に際し、承継会社は当社に対して、株式、金銭その他の財産の交付をいたしません。

### 3. 承継会社についての事項

#### (1) 承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

別資料2のとおりです。

#### (2) 承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 当社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容  
該当事項はありません。

5. 本会社分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の債務の見込みについて

本会社分割後における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本会社分割後における当社の収益およびキャッシュフローについて、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本会社分割の効力発生日以後も当社が負担する債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 承継会社の債務の見込みについて

本会社分割後における承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本会社分割後における承継会社の収益およびキャッシュフローについて、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本会社分割の効力発生日以後も承継会社が当社から承継する債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

以上



## 吸収分割契約書

都築電気株式会社（以下「甲」）および都築エンベデッドソリューションズ株式会社（以下「乙」）は、第1条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本会社分割」）について、以下のとおり、吸収分割契約書（以下「本契約」）を締結する。

### 第1条（吸収分割）



甲は、本契約の定めに従い、会社法が規定する吸収分割の方法により、甲の電子デバイス事業（以下「本対象事業」という）に関して有する第4条第1項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### 第2条（商号および住所）

本会社分割に係る吸収分割会社および吸収分割承継会社の商号および住所は次のとおりである。

#### (1) 吸収分割会社（甲）

商号：都築電気株式会社  
住所：東京都港区新橋 6-19-15

#### (2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：都築エンベデッドソリューションズ株式会社  
住所：東京都港区西新橋 2-5-3

### 第3条（効力発生日）

本会社分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」）は、2021年10月1日とする。ただし、必要に応じて、甲乙が協議して、これを変更できる。



### 第4条（承継する権利義務）

1. 甲は、2021年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除した、本対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（ただし、有価証券、売掛金、電子記録債権、受取手形、買掛金、電子記録債務、支払手形および未払金は除外する。その詳細は別紙1に定める）を、本効力発生日において乙に移転し、乙はこれを承継する。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、併存的債務引受の方法による。
3. 甲乙は、承継する資産の対抗要件具備等のための手続に協力する。対抗要件具備等のための費用は、乙が負担する。

#### 第5条（分割対価の交付）

乙は本会社分割に際し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

#### 第6条（分割承認決議等）

1. 甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ないで本会社分割をする。
2. 乙は、会社法第 796 条第 1 項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ないで本会社分割をする。
3. 甲乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ、関連法令により必要となる手続をする。

#### 第7条（収益・費用の配分・帰属）

1. 甲乙は、本対象事業に関し、その通常の業務過程で、第三者への製品の販売またはサービスの提供等の取引により支払を受けるべき収益は、甲が本対象事業の会計処理基準として採用する収益認識基準に従い、本効力発生日の前日までの期間に収益認識される部分は甲に帰属し、本効力発生日以降の期間に収益認識される部分は乙に帰属することを確認する。
2. 甲乙は、本対象事業に関し、その通常の業務過程で、第三者からの製品の購入、または電気・ガス・水道使用料その他のサービスの提供等の取引により支払われるべき費用（従業員に対する給与その他の雇用に関する費用を含む）、公租公課は、甲が本対象事業の会計処理基準として採用する費用認識基準に従い、本効力発生日の前日までの期間に費用認識される部分は甲の負担とし、本効力発生日以降の期間に費用認識される部分は乙の負担とすることを確認する。
3. 甲乙は、①本条に基づき甲に帰属すべき収益の支払を乙が受領した場合、②本条に基づき乙に帰属すべき収益の支払を甲が受領した場合、③本条に基づき甲が負担すべき費用・公租公課の支払を乙が行った場合、④本条に基づき乙が負担すべき費用・公租公課の支払を甲が行った場合、協議の上、精算する。

#### 第8条（不動産）

1. 甲乙は、本契約に基づき、甲から乙に承継される資産に、別紙 2 の不動産（以下「本不動産」）が含まれていることを確認する。
2. 甲は乙に対し、本不動産を現状有姿のまま引き渡し、本契約の内容に適合しないもの（地中埋設物、土壌汚染を含むがこれらに限られない）があっても一切責任を負わない。
3. 甲は乙に対し、本効力発生日以降、本不動産の所有権移転登記申請手続に必要な一切の書類及び情報を提供する。所有権移転登記に要する登記費用は乙の負担とする。

4. 甲乙は、本不動産に対して賦課される固定資産税、都市計画税等の公租・公課について、本効力発生日の前日までの分を甲の負担とし、本効力発生日以降の分を乙の負担として精算する。公租公課の起算日は2021年1月1日とする。
5. 甲乙は、本不動産の承継が、会社分割に係る不動産取得税の非課税措置の要件（①分割対価資産として、分割承継法人の株式以外の資産が交付されないこと、②当該分割により分割事業にかかる主要な資産及び負債が分割承継法人に移転していること、③当該分割に係る分割事業が分割承継法人において当該分割後に引き続き営まれることが見込まれていること、④当該分割の直前の分割事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね100分の80以上に相当する数の者が当該分割後に分割承継法人に従事することが見込まれていること）を満たしていることを確認する。

#### 第9条（責任の限定）

本会社分割によって甲から乙に承継する一切の資産に、種類、品質、数量に関して本契約の内容に適合しないものがあっても、甲は、乙に対して、契約不適合責任、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律構成の如何を問わず、一切の責任を負わない。

#### 第10条（適格分割）

甲乙は、本会社分割が、適格分割の要件（①分割対価資産として、分割承継法人の株式以外の資産が交付されないこと、②分割法人と分割承継法人との間に完全支配関係がある場合の分割）を満たしていることを確認する。

#### 第11条（競業避止義務）

甲は、乙が承継する本対象事業について、競業避止義務を負わない。

#### 第12条（会社財産の管理等）

1. 本契約締結後、本効力発生日まで、甲は善良なる管理者の注意をもって本対象事業にかかる業務の執行および財産の管理をする。
2. 本契約締結後、甲乙は、乙に雇用契約を承継する従業員の年金、健康保険に関し、協議して方針を決め、以後、必要な手続に協力する。

#### 第13条（本契約の変更等）

本契約締結の日から本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本対象事業または本対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、甲乙は協議のうえ、本契約に定める本会社分割の条件を変更し、または本契約を解除できる。

第14条（本契約の効力）

本効力発生日の前日までに関連法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られない場合、甲または乙は相手方に通知して本契約を解除できる。

第15条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙が協議の上定める。

2021年7月8日

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

甲：住 所：東京都港区新橋 6-19-15

会社名：都築電気株式会社

代表者：代表取締役社長 江森 勲



乙：住 所：東京都港区西新橋 2-5-3

会社名：都築エンベデッドソリューションズ株式会社

代表者：代表取締役社長 戸澤 正人



「承継する資産・債務、権利・義務、契約の明細」

1. 資産

(1) 流動資産

現金、本対象事業に属する商品、前払費用等の流動資産

ただし、本対象事業に属する売掛金、電子記録債権、受取手形は承継しない。

(2) 固定資産

① 有形固定資産

本対象事業に属する土地、建物等の有形固定資産

(別紙 2 記載の不動産を含む)

② 無形固定資産

本対象事業に属するソフトウェア、リース資産等の無形固定資産

③ 投資その他の資産

本対象事業に属する保証金、会員権等の投資その他の資産

ただし、本対象事業に属する有価証券は承継しない。

2. 債務

(1) 流動負債

本対象事業に属する前受金、賞与引当金およびその他の流動負債

ただし、本対象事業に属する買掛金、電子記録債務、支払手形、未払金は承継しない。

(2) 固定負債

本対象事業に属する退職給付引当金、預り保証金等の固定負債

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約

本対象事業に主として従事する従業員（本対象事業に従事し乙に承継する必要があると甲が判断した従業員を含む）との間の雇用契約（退職金債務を含む）

(2) その他の契約

本対象事業に関する取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本対象事業に関する一切の契約上の地位およびこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

以 上



「不動産目録」

1. 土地

- ① 所在：港区西新橋二丁目  
地番：12 番 1  
地目：宅地  
地積：213.83 m<sup>2</sup>
- ② 所在：港区西新橋二丁目  
地番：12 番 13  
地目：宅地  
地積：23.95 m<sup>2</sup>
- ③ 所在：港区西新橋二丁目  
地番：12 番 15  
地目：宅地  
地積：50.98 m<sup>2</sup>
- ④ 所在：港区西新橋二丁目  
地番：12 番 16  
地目：宅地  
地積：187.71 m<sup>2</sup>



2. 建物

- ① 所在：港区西新橋二丁目 12 番地 1、12 番地 16、12 番地 15、12 番地 13  
家屋番号：12 番 1  
種類：事務所、駐車場  
構造：鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 6 階建  
床面積：331.28 m<sup>2</sup> (1 階)、322.46 m<sup>2</sup> (2 階)、307.09 m<sup>2</sup> (3 階)、266.20 m<sup>2</sup>  
(4 階)、266.20 m<sup>2</sup> (5 階)、252.11 m<sup>2</sup> (6 階)、47.28 m<sup>2</sup> (地下 1 階)



【別資料2】

(単位：百万円)

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	350	資本金	350
資産合計	350	負債・純資産の部	350

以上